

佐賀県規則第5号

佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県手数料条例施行規則（平成12年佐賀県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料	区分	額	手数料	区分	額
1～9 略			1～9 略		
10 特定任意 講習手数料	(1) <u>チャレンジテス ト</u>	略	10 特定任意 講習手数料	(1) <u>チャレンジ講習</u>	略
	(2) 特定任意高齢者 講習	<u>1,500円</u>		(2) 特定任意高齢者 講習	<u>1,800円</u>
	(3) 略			(3) 略	
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。